



◆ふくしま集団疎開裁判の経緯

2011年6月24日 14人の勇気あるお子さんが郡山市を相手に
「1mSv/年以下の安全な場所で教育を実施することを
求める仮処分」の申し立てをしました。
通称「ふくしま集団疎開裁判」です。

- 7月19日 クリスバズビーさん講演会 {会津アピオスペース}
福島地方裁判所郡山支部 審尋 4回
- 10月15日 デモ 子どもを守ろう
- 11月23日 判決前の前夜アクション
松井英輔さん講演会&リレートークとライブ

2011年12月16日 裁判の決定 却下

理由 ①学校のすべての子ども達の疎開は無理
②100mSVまでの危険性が立証されていない。
(100mSVまで安全)

12月23日 「放射能から命を守る全国サミット報告会
&広川隆一さん講演会」

2011年12月27日 即時抗告申し立て

- 2012年2月26日 世界市民法廷 {東京}
- 3月17日 世界市民法廷 {郡山}
- 4月11日 講演会「子どもを守る講演会」
マリコ博士、ステバノーバナー文書の交換
- 9月8日 子どもを守る大集会
- 9月9日 交流集会

2012年10月1日 仙台高等裁判所での最初の審尋
10月1日 10・1仙台アクション

11月26日 第2回審尋
11月26日 11・26仙台アクション

2012年1月21日 第3回審尋



子どもを守ろう!



ふくしま集団疎開裁判
1・21へ仙台アクション



福島第一原発の深刻な事故により、東北の大地にはチェルノブイリ原発事故に匹敵する放射能被害がもたらされてしまいました。原発周辺だけでなく福島県の人口が集中する中通り地方でも、郡山市、福島市などで年間20ミリシーベルトを超え、特に子どもたちが安全に暮らしていけない地域が、各所に見られます。

ふくしまの子どもたちが、郡山市に対し公教育の責任として、放射能被害の不安のない地域で教育を受けられることを求めて起こしたのが、ふくしま集団疎開裁判です。福島地裁郡山支部は昨年12月にこの仮処分申請を棄却しましたが、その後上告し、仮処分を求めた裁判では異例の高裁審理が10月1日に始まり、いよいよ1月21日に第3回、今後をうらなう大事な審理を迎えます。

仙台高等裁判所が、子どもたちのいのちを守る判断を示すよう、私たち市民から、大きな声を届けましょう。

私たちは、あらゆる暴力に反対し、平和的行動により、ともすれば孤立してしまう、放射能被害の不安にさらされる人に寄り添い、思いをつなげ、ふくしまでのせしであらゆる地域とのかけはしとなる活動をめざします。



いま **子どもがあぶない**
福島原発事故から子どもを守る
「集団疎開裁判」



この裁判は、日本にとって、世界中の私たち全員にとって失敗が許されない試練なのです。 ノーム・チョムスキー



ブックレット好評発売中!
いま **子どもがあぶない**
福島原発事故から子どもを守る
「集団疎開裁判」

型番 SBN978-4-7807-0907-0 C0336 ¥571E

ふくしま集団疎開裁判の全編
A5判・72頁 定価: 600円(税込)

「ふくしま集団疎開裁判」を支持します。
荒井晴彦 おしどりマコ 柄谷行人 神田香織 小出裕章 坂本龍一
沢田昭二 高橋哲也 ちばてつや 鄭義信 野中ともよ ノーム・チョムスキー 肥田舜太郎 矢ヶ崎克馬 山本太郎 (五〇音順)

本の泉社 通販サイト
<http://honnoizumi.shop-pro.jp/?pid=49399227>

仲間急募

【お問い合わせ】

<仙台アクション連絡先>
Tel: 022-222-0990
Fax: 022-222-0993
E-mail: sendai.fukusimasokai@gmail.com
〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-13-6
日本基督教団東北教区センターエマオ気付

<光前法律事務所>
Tel: 03-5412-0828
<ふくしま集団疎開裁判ブログ>
<http://fukushima-sokai.blogspot.com/>
<署名サイト>
<http://fukushima-syomei.blogspot.jp/>



【報告1】10月1日裁判(審尋)期日の報告

弁護団 井戸謙一

10月1日、仙台高裁で開かれた審尋期日につきましては、地元仙台はもとより、遠く東京、郡山、福島をはじめ、全国各地(大阪、伊豆、新潟など)から多数の方が支援のために集まって頂きました。事前の集会、デモ行進も、裁判中の交流会、事後の裁判報告会及び矢ヶ崎先生と松崎先生の講演会も、大勢の参加者の皆さんの熱い思いに満ちあふれ、弁護団としても大いに力づけられた1日でした。

審尋期日は午後2時半から約1時間、仙台高裁の審尋室で行われました。裁判所側は佐藤陽一裁判長を含め裁判官3名と書記官1名、原告側は、お母さん2名と弁護士4名、相手方(郡山市)側は弁護士2名が出席しました。矢ヶ崎先生と松崎先生は、別室に待機してもらいました。

当日の期日で裁判長が原告側側求めたことは、子どもたち一人一人について、自主避難できない理由を個別に主張、立証することでした。

疎開裁判は通常の訴訟ではなく、仮処分という緊急の救済を求める裁判です。仮処分の申立てが認められるためには、①被保全権利(子供たちが郡山市に対し、疎開させることを求める権利があること)と②保全の必要性(緊急に疎開を実現する必要性があること)の2つが必要です。1審の福島地裁郡山支部は、主に、現在の線量下では、①の被保全権利が認められないことを理由にして、私たちの申立てを却下しました。これに対し、仙台高裁は、②の保全の必要性に関心があるように見受けられました。

今回、原告側は、準備書面②(その内容は、前回の相手方(郡山市)の主張に対する反論と、最近明らかになった事実に基づく主張の追加)と新たな証拠(甲147~164号証)を提出した上で、最近明らかになった衝撃的な事実、すなわち、福島県で甲状腺ガンの子ども1名が発見されたこと、福島市の子ども4万2000人の調査によって、そのうち43%に甲状腺に結節又は嚢胞があることが発見されたことをどうみるかについて、矢ヶ崎先生と松崎先生に専門家の立場から意見を述べさせてほしいと裁判所に申し出ました。裁判所は、これを受け入れませんでした。

また、先日裁判所に提出した「審尋手続に対する申入」書で申入れた通り、公開の法廷で、両先生のほか、今年2月、原告人らが通う小学校で線量を測定され、その結果を意見書として作成し、提出した山内知也先生と、3.11以来、相手方(郡山市)側の主張を最も明快に裏付ける見解を表明してきました山下俊一県立医大副学長の意見を聴く手続(証人尋問)を申請しましたが、裁判所は、この裁判は仮処分の原告審であり、証人調べはしないのが原則という考え方を示して、現段階ではという留保付きながら、証人調べをすることは考えていないと言いました。

そのあと、お母さん二人が、何故この裁判の申立人になろうと思ったのか、自主避難することがいかに多大の犠牲を伴うものであるか、自主避難ではなく、行政の責任で疎開させてほしいと思うのはどうしてか、等について、裁判官に切々と訴えました。裁判官は、口をはさむこともなく、聞いていました。

そして、裁判長は、次期期日を11月26日午後2時30分と決めました。それまでに、原告側が裁判長の上記求めに応じた主張・立証をするほか、子どもたちに予想される健康被害の深刻さや避難の緊急性について主張、立証を追加することになります。審尋が行われた約1時間の間、仙台に集まった沢山の支援者の方が裁判所の廊下と交流会会場で待機し、裁判所に熱い視線を注いでいただきました。

審尋期日が終了した後は、報告集会と矢ヶ崎先生及び松崎先生の講演会が行われました。両先生の講演内容は、最新の知見に裏付けられた大変貴重なものでした。

以下は、私個人の感想です。

裁判官は、普通はポーカフェイスを旨としていますから、なかなか内心を読み取らせません。ただ、今回の審尋期日で特微的だったのは、裁判長が、子どもたちが自主避難できない理由に関心を示し話題にしましたが、放射能による健康被害の実相についてはとくべつ話題にしなかったことです。これが何を意味するか。可能性としては、2つ考えられます。1つは、保全の必要性がないという理由で申立てを却下しようと考えているというもの、もう1つは、原告側から保全の必要性があると認定できるだけの証拠を出させた上で、申立てを認容しようと考えているというもの、です。

いずれかは判らないし、それを詮索してみてもあまり意味がありません。大切なことは、裁判官が後者の考えでいるのなら、その決意をより強めさせるよう、前者の考えでいるのなら、それを考え直させるよう、もっともっと市民の声を大きくしていくことだと思います。

以上

【報告2】11.26裁判と次回1.21裁判について

11月26日に、仙台高裁で第2回目の裁判(非公開の審尋)が開かれました。当日までに、主張として、準備書面(3)と(4)証拠として、甲169~204

当日の裁判の結果、

来年1月21日(月)午後2時~

に第3回目の裁判(非公開の審尋)をやることになりました。

引き続き、多くの皆さまの注視と支持をお願いいたします。

以下が、当日の裁判の報告です。

このあと、提出した書面をブログにアップします。しばし、お待ち下さい。

2012年11月26日審尋期日報告

弁護団(井戸謙一 光前幸一、柳原敏夫)

原告側弁護団は、本期日の際に、準備書面2通および証拠を提出しました。証拠の中には、松崎道幸先生が新たに書かれた意見書2通が含まれます。1通は、福島県の多数の子どもたちに発見された甲状腺嚢胞についての考察、1通は、我が国における原発労働者のデータからでも、10ミリシーベルトの被曝でガン死のリスクが3%高まることが判ることが記載されたものです。また、前々期日において、裁判所から、自主避難ができない事情を補充主張するようにとの指示があったのに対し、原告人らの保護者が、自主避難がいかに困難であるかを記載した陳述書を提出しました。これらの陳述書には、自主避難が困難な事情として、経済的問題、仕事の問題、年老いた親の介護の問題、子どもたちが、友達が残っているのに自分だけ自主避難することを嫌がる問題等が記載されています。

弁護団としては、更に、

①裁判所に対し、山下俊一氏、矢ヶ崎克馬氏、松崎道幸氏の証人尋問又は参考人審尋を実施するよう改めて求めること、

②相手方郡山市に対し、原告人らの主張に対する反論をするよう求めること、

③裁判所に対し、原告人らから更に補充主張・立証の機会を与えるよう求めること等を方針としました。

期日において、裁判所は、

①については実施するつもりはないと言明しました。

②について、相手方郡山市は、反論する意思を見せず、裁判所は、郡山市に対し、反論することを求めませんでした。

③については、裁判所は、原告側弁護団にその機会を与え、また、教育活動をしてはならないと原告人らが求める各学校施設の所在地を特定することを求め、次期期日を2013年1月21日午後2時と指定しました。

裁判所が、専門家の証人尋問ないし参考人審尋をする意思を示さなかったこと、郡山市に対し、原告の主張に対する反論を求めなかったことは、裁判所が、低線量被曝の問題について、本格的に取り組む気持がでないのではないかと疑念を抱かせました。しかし、仮にそうだとすると、我々は、次期期日までに、福島の子どもたちの置かれている危険な状況について、更なる主張、立証を行い、裁判所に、この問題の深刻さを認識させるとともに、この問題に、正面から取り組まなければならないという覚悟を決めさせるよう、取り組んでいきたいと考えています。

以上

ふくしま集団疎開裁判

★子どもの集団疎開の即時実現を要求する緊急署名を！ <http://fukushima-syomei.blogspot.jp/>

★あなたも世界市民法廷の陪審員として評決を！ <http://fukushima-sokai.blogspot.com/> ←詳細はこちら

れほどすぐに、多くの子どもたちに甲状腺の腫瘍や結節が見られることに驚いています。なおかつこの事実が世間に広く知られていないことに驚いています。」

今回の検査結果(4万2千人の子どものうち6~10歳の女子の54.1%、11~15歳の女子の55.3%、男女合わせた全体の4.3%に「う胞」が発見)を知った2人の衝撃がどれほどのものかは推して知るべしである。

(2)、さらに、前回2回目で二次検査を終えた38人の中から初めて1人が甲状腺がん診断された。これについて、上記検査の主体である検診委員会(座長山下俊一氏)は「チェルノブイリ事故後の発症増加は最短で4年」等を理由にして原発事故との因果関係を否定した(甲163)。しかし、4頁で前述した通り、これは虚偽である。のみならず、それを最も鮮やかに見破るのは、ほかならぬ山下俊一氏自身である。但し昨年3月11日以前の。なぜなら、2009年、山下俊一氏は講演で、通常なら子どもの甲状腺がんは百万人に1名と述べている(甲125「放射線の光と影:世界保健機関の戦略」536頁1~2行目)。さらに、2000年に、山下俊一氏は国会で、原発から150キロ離れたベラルーシ

「ゴメリ」地区の小児甲状腺がんは、チェルノブイリ事故の翌年に既に4倍に増加したデータを紹介している(以下の表。甲124「チェルノブイリ原発事故後の健康問題」表2)

図2 ベラルーシ共和国ゴメリ州における小児甲状腺がん発症(年別別、別自治体別別報告)(Bel ORA)国家がん登録による

年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	発症総数
1985																			1
1986																			1
1987													1	1					4
1988								1	1									1	3
1989		1																	5
1990	2	7			1	4	1	2	2										15
1991	2	3	10	6	1	3	3	4	1	3	3	2			1	2	3		47
1992		6	3	2	3	4	3	4	4	3	1					1		2	35
1993	1	4	2	11	3	7	2	2	6	2	3	1			1	2			45
1994	2	9	5	1	4	7	9	3	2	5	2				2	2	2	1	58
1995	4	6	10	8	4	6	7	2	3	1	1				1	1	1	2	63
1996	3	6	9	10	6	5	3	1	3	1					1	1	1	2	57
1997	1	9	10	13	6	7	3		1	3	3				1	3	2	3	66
1998	1	9	8	4	5	3	4	2	2		4	2	1	3	1	4	2		52
総数	16	55	56	56	39	44	38	19	29	16	12	2	12	12	13	11			448

このままでは、福島県の子どもたちは、甲状腺疾病だけでも4千人の小児甲状腺がん患者が出たチェルノブイリ事故を上回る深刻な事態もあり得る。しかも、甲状腺疾病は氷山の一角にすぎず、チェルノブイリでは、事故後子どもたちの心臓や血管の病気をはじめ様々な疾病が増え続けている(甲148ウクライナ政府報告書。甲152NHK・ETV特集「ウクライナは訴える」)。
以上から、福島の子どもたちに異変が発生しているのは明らかである。彼らをこのままにしておく、福島は健康な子供が2割しかいないという今日のベラルーシやウクライナのようにしてしまうのは必至である。その意味で、これは政策論争ではない。危機に瀕している命を救うのか見殺しにするのかという人権の根本問題である。チェルノブイリ事故の被害者の人たちが異口同音に訴える言葉——二度と決して、私たちの失敗をくり返して欲しくありません[2]——今こそ、チェルノブイリの痛恨の訓えから学び、「人権の最後の砦」の使命として最も重要な「子どもの

命を救う」という緊急問題を解決すべきである。

2、ウクライナ訪問の報告書

本年9月、チェルノブイリ(ウクライナ)を訪問し、福島県と同程度の汚染地域で暮らす子どもたちの様子をつぶさに学んだ郡司真弓氏の報告書を提出する(甲153)。

3、郡山市の除染の現状

本年5月に、郡山市民の武本泰氏作成の除染の現状を報告した報告書(甲137)を提出したが、その後4ヶ月経過して、除染の限界或いは破綻が明らかになってきた現状について、再度、武本泰氏による報告書(2)(甲155)を提出する。

4、チェルノブイリ事故による子どもたちの健康被害について

チェルノブイリ事故による子どもたちの健康被害の実態、背景を考える上で有益な以下の映像を3点提出する。

- ①、チェルノブイリ・ハート(2004年、アカデミー短編ドキュメンタリー映画賞受賞。2006年4月28日、国連総会で放映された)(甲150)
- ②、本年9月16日放送「NHK・ETV特集『シリーズ チェルノブイリ原発事故・汚染地域からの報告 第1回 ベラルーシの苦悩』(甲151)
- ③、本年9月23日放送「NHK・ETV特集『シリーズ チェルノブイリ原発事故・汚染地域からの報告 第2回 ウクライナは訴える』(甲152)

5、福島の子どもの人権侵害に対する国連の対応

国際連合の人権理事会のスタッフである特別報告者(今回は「健康の権利に関する特別報告者」であるアナンド・グローバー氏)が、本年11月15日に来日し、福島の子どもたちの健康被害の実態を調査、監視、助言を行い、勧告を出す予定である。いま、福島の子どもの人権侵害問題は国連、世界が注視する問題である。これについて、国連に日本の人権問題を訴えてきた垣内つね子氏による報告書を提出する(甲156)。

6、署名に関する報告書の提出
原審と同様、疎開をすることを認める決定を求める署名に関する報告書を提出する(甲164)
以上

- [1]木下黄太のブログ「福島第一原発を考えます」本年5月2日の記事。
- [2]甲152NHK・ETV特集「ウクライナは訴える」のラストでも汚染地域の医師がこう訴えている。「私たちの失敗をくり返して欲しくありません。いくら注意してもしすぎるということはないのです」

【報告】仙台高裁に提出した主張の全文

先日の10月1日の仙台高裁の裁判(審尋)に向け、次の2つを骨子とした原告人準備書面(2)を提出しました。

- ①、この間、次々と明らかになった重要な証拠(甲147~166)を提出すると同時に、その内容を簡潔に解説したもの
- ②、本年5月20日に提出した私たちの準備書面(1)に対する郡山市の反論である第1準備書面に対して、私たちの再反論を述べたもの

以下はその準備書面(2)の全文です。

平成24年(ラ)第12号
原告人 A1~A12
相手方 郡山市
原告人準備書面(2)
2012年10月 1日
仙台高等裁判所民事2部 御中

原告人ら代理人
弁護士 神山 美智子
同 光前 幸一

目次

- 第1 相手方の第1準備書面に対する反論
 - 1 「甲状腺『しこりと嚢胞』について」
 - 2 遺伝的影響の問題について
 - 3 ホットスポットと除染問題について
 - 4 仮置き場問題について
 - 5 内部被ばく問題について
 - 6 当事者適格について
 - 7 被曝による健康影響に対する科学的知見と国際的合意について
 - 8 郡山市における放射線量、個人積算線量測定結果について
- 第2、原告人の主張の補充
 - 1、これまでで最悪の健康被害の判明
 - 2、ウクライナ訪問の報告書
 - 3、郡山市の除染の現状
 - 4、チェルノブイリ事故による子どもたちの健康被害について
 - 5、福島の子どもの人権侵害に対する国連の対応
 - 6、署名に関する報告書の提出

第1 相手方の第1準備書面に対する反論
1 「甲状腺『しこりと嚢胞』について」
(1) 相手方は、福島の子どもたちに生じている甲状腺のしこりや嚢胞は、本件原発事故の放射線に起因して生じたものとは考えにくいとして乙34号証を引用する。乙34号証中には、平成23年12月末日までに福島県立医科大学で実施された甲状腺検査(0歳から18歳の3765人)の結果が記載されているが、これによると、29.7%に「5.0mm以下の結節や20.0mm以下の嚢胞」が、0.7%に「5.1mm以上の結節や20.1mm以上の嚢胞」が認められている。そして、その評価として、「現時点では、放射線の影響は考えにくい」と記載されている。しかし、原告人らは、その評価自体がまやかしてであると主張するものである。そのことは、松崎意見書(甲131)によって明らかであろう。

(2) 相手方は、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書」(乙35)を引用して、「福島第1原発事故による小児の甲状腺被曝は限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低い」と主張する。しかし、この報告書は、チェルノブイリ原発事故の周辺住民(避難民、高レベル汚染地域住民のみならず、低レベル汚染地域住民(平均線量10~20ミリシーベルト、500万人)に様々な疾患の増加を指摘する現場の医師からの観察があることを指摘しながら、この事実を「国際機関の合意によって、子どもを含め一般住民では、白血病等他の疾患の増加は科学的に確認されていない」(6頁)と切り捨てた上での結論である。この結論が不当であることは、今回提出の「ウク

ライナ政府(緊急事態省)報告書」(甲148)、本年9月23日放送のETV特集(甲152)を見ていただければ明らかであろう。莫大な数の子どもたちが各種の疾患に苦しんでいることは、「現場の医師」の報告にとどまらず、ウクライナ政府の公式報告の内容である。しかるに、国際機関は、データが不十分であるとして、チェルノブイリ原発事故とこれらの疾患との因果関係を認めない。いみじくも児玉龍彦教授が「ようやく事故と病気の因果関係が証明されたのは、事故から20年たち、4000人の甲状腺がん患者が出たあとでした」(甲120「放射能から子どもの未来を守る」124頁。甲121児玉龍彦「内部被曝の真実」第三部チェルノブイリ原発事故から甲状腺がんの発症を学ぶ——エビデンス探索20年の歴史と教訓参照)と指摘する通り、20年も経過し、ようやくデータが揃って国際的に因果関係が認められ、それから対策が取られても手遅れなのである。子どもや住民の健康被害は、現在進行形の問題であり、一刻でも速く対策を取らないと、手遅れになるのである。

(3) 「現時点では、放射線の影響は考えにくい」か?
「現時点で放射線の影響が考えにくい」というのは、チェルノブイリ原発周辺の子どもたちに甲状腺ガンが増えたのが、事故後4~5年を経過してからであったとされていることを理由とするものと考えられる。なお、本年9月11日には、恐れていたことが現実となり、平成23年度の甲状腺検査でB判定とされた子ども

値である。厚生省が定めた一般食品の基準値100ベクレル/kgは高すぎる。ICRPのデータによっても、1日10ベクレルのセシウム137を毎日体内に取り込むと、体内のセシウム量は漸増を続けるが、セシウムの追加供給がなくなれば、体内のセシウム量は急速に低減することがわかっている(甲160)。放射能に閾値はない。子どもの健康を守るためには、セシウムの今後の供給量を可能な限り低くすること、すなわち、安全な地域に避難させることしかないのである。

6 当事者資格について

本件申立時、原告人らは、速やかに認容決定が出るものと考えていたが、思いのほか時間が経過する中で、郡山市の中学校を卒業したものの、自主避難に踏み切った者がいるのは事実である。しかし自主避難児の多くは母子の避難であったり、父親は郡山に残っている。避難先は仮の住まいであり、郡山の線量が安心できるレベルにまで下がれば、郡山に帰ってくるつもりである。もし、集団避難が実現するのなら、郡山に残っている友達と一緒に避難したいと考えている。このような児童・生徒に、郡山市に対して安全な環境下の学校施設で教育をすることを求める権利はないのだろうか。この問題については、裁判所の健全な判断に委ねたい。

7 被曝による健康影響に対する科学的知見と国際的合意について

原告人らは、国際機関が、チェルノブイリ原発事故による一般住民の被害として子どもの甲状腺ガンしか認めていないことを批判している。ウクライナ政府の公式報告書(甲148)に記載されているウクライナの子どもの、住民に並がっている健康被害は、健全な社会通念に従えば、放射能の影響であるとし理解できないはずである。

8 郡山市における放射線量、個人積算線量測定結果について

子どもたちのいわゆるガラスバッジによる測定結果は信用出来ない。首から吊り下げる形式であるため、保育園や幼稚園では、事故の発生を恐れて、在園中はガラスバッジを外させていることが珍しくないのである(甲161報告書)。その場合、園児が園庭で遊んでいる間も、ガラスバッジは園舎内に保管されるから、園児が現実における放射線量とガラスバッジが表示する放射線量に大きな違いが生じることは明白である。個人積算線量測定結果は、そのような実態を踏まえて、慎重に検討されなければならない。

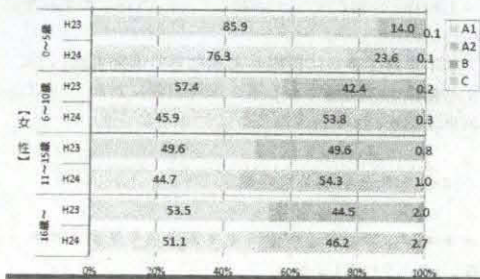
なお、相手方は、原告人らが通っている小中学校の児童生徒の個人積算線量から推計される年間追加被ばく量はほぼ1ミリシーベルトであるから、実質的には、原告人らが求めている教育環境を満たしているとして主張する。しかしながら、ガラスバッジによる測定結果が信用に値しない上、山内知也神戸大学教授の意見書(甲103)によれば、相手方の主張に理由がないことは明らかである。

第2、原告人の主張の補充

1、これまでで最悪の健康被害の判明

(1)、本年9月11日、18歳以下の子どもを対象とした福島県の

3回目の甲状腺検査結果が発表され(甲162)、かつてない深刻な健康被害の実態が明らかとなった。今回発表の4万2千人の子どものうち、6~10歳の女子の54.1%、11~15歳の女子の55.3%に「のう胞」または「結節」が、男女合わせた全体でも43%に「のう胞」または「結節」が見つかったからである(以下の福島県発表資料16頁)。



このうち「のう胞」と「結節」の割合は、以下の福島県発表資料15頁(H23年度は省略)によると、「のう胞」が1万8139人(43.13%)、「結節」が385人(0.92%)であり、つまり殆どが「のう胞」である。

検査対象の範囲	検査結果		H24年度		計
	人数	割合	人数	割合	
結節を認めない	5.1ml以上 194人	0.55%	232人	0.37%	386人 (0.62%)
結節を認める	5.0ml以下 201人	0.37%	153人	0.24%	354人 (0.58%)
検査不能	20.1ml以上 1人	0.007%	3人	0.007%	4人 (0.007%)
検査不能	20.0ml以下 13,382人	18.13%	18,136人	43.12%	31,518人 (77.27%)

これは福島県の2回目の甲状腺検査結果を検討した松崎意見書(甲131)で明らかにした通り、上記検査の主体である検討委員会の座長=山下俊一・福島県立医大副学長らが2000年に放射能非汚染地域の長崎の子どもたちを甲状腺検査した結果「のう胞」が見られたのは0.8%(甲131,3頁。同別紙2の論文593頁右段3~5行目)、チェルノブイリ事故の5~10年後にチェルノブイリ地域の子供たちを調査した結果「のう胞」が見られたのは0.5%(甲131,4~5頁)と比べて途方もなく高い値である。

本年4月の2回目の甲状腺検査結果の報告で3万8千人の子どもの35%に「のう胞」が見つかった時ですら、これを知った被曝問題に詳しいオーストラリアのヘレン・カルディコット博士は次のように警告した[1]。

「この子ども達は追跡調査をしている場合じゃありません。のう胞や結節などの全ての異常は直ちに生体組織検査をして悪性であるかを調べるべきです。こういった甲状腺異常が1年も経たないうちに現れるというのは早過ぎます。普通は5~10年かかるものです。これは、子供達が大変高線量の被ばくをしたことを意味します。もしも悪性なら、甲状腺の全摘出が必要です。子供達に甲状腺結節やのう胞があるのは、まるで普通ではありません!」また、アメリカ甲状腺学会の次期会長のブライアン・ホーゲン博士は米国の定評あるニュースサイト Business Insider の取材に次のように答えた(甲154,本年7月19日の記事)。「カルディコット博士の見解に同意します。福島原発事故後にこ

もの中から甲状腺ガンに罹患している子どもが1名発見されたが、これに対し、福島県立医大の鈴木真一教授は、「チェルノブイリで甲状腺ガンが見つかったのは最短で四年であるから、これは、放射線による影響ではない」とコメントした(甲163)。しかしこれは嘘である。

チェルノブイリ原発周辺で事故から4~5年後に起こったことは、小児甲状腺ガンの「激増」であって「増加」ではない。増加は、既にチェルノブイリ原発事故の翌年から始まっている(甲104矢ヶ崎意見書(4)10頁。甲149菅谷昭松本市長の新聞記事)。

また、小児甲状腺ガンの激増時期について、チェルノブイリ原発事故では、4~5年を経過してからであったが、福島第1原発事故でも同様に激増まで4~5年を要するとは限らない。そもそも、人類は、大規模な被ばくについては、広島、長崎、チェルノブイリの経験しかなく、広島、長崎の被ばく調査をした ABC (原爆傷害調査委員会)は、低線量被曝や内部被ばくを無視したから、甲状腺ガンについてのまとまったデータは、チェルノブイリの経験しかないのである。そして、チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故とは、同じ原発事故であるとはいえ、原発の構造も違えば、事故の原因も異なり、環境に放出された放射線核種も異なる。例えば、事故発生初期に環境に放出された放射性希ガスは、チェル

ノブイリ事故よりもはるかに多量であるところ(甲67,68)、甲状腺ガンを引き起こすのは、放射性ヨウ素だけでなく、放射性希ガスによる外部被曝も重大な要因となる(甲76)。その上、福島第一原発事故の際は、福島県三春町、いわき市等わずかの例外を除いて安定ヨウ素剤が配布されなかったのに対し、チェルノブイリ事故の際には、(チェルノブイリ原発に最も近い)プリピャチの全住民が事故発生後12時間以内にヨード剤の配布を受け、後には169万人の子どもを含む540万人の人々にヨード剤が配布されたとされている(甲157)。チェルノブイリ原発事故は、短期間で収束したが、福島第1原発からは、事故発生から1年6か月が経過した現在においても、多量の放射性物質が大気中

に放出されており、その量は、今年の5月においても毎時750万ベクレルに及ぶ(毎日JP2012年5月12日の記事)。要するに、様々な条件が異なるから、福島においては、チェルノブイリとは異なる事態が発生する可能性が否定できない。チェルノブイリ原発事故の4年後から小児甲状腺ガンが急増した時、日本の医学者たちは、その急増と放射線との因果関係を認めなかった。その理由は、「広島や長崎では小児甲状腺ガンが十年以上たつてから現れたから、これほど早く発症するはずがない」というものであったと指摘されている(甲158)。鈴木真一教授は、その過ちを再び繰り返そうとしているようにみえる。あまたある事実を丁寧に拾い上げ、これらを合理的に説明するための理論を構築するのが科学の仕事である。理論に符合しない事実を切り捨てるのは、科学の名に値しない。

(4)「福島第一原発事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低い」か?しかし、乙35によるも、その根拠は何も示されていない。そも

そも、事故直後、放射性ヨウ素がどの程度、どのように飛散したのか正確なところはわかっていない。また、チェルノブイリ原発事故の1.4倍が放出された放射性クリプトンや放射性キセノンによる外部被曝は、考慮されていない。更に、バンドジェフスキーの研究によれば、子どもの甲状腺に多量のセシウム137が蓄積することが明らかにされている(甲104矢ヶ崎意見書(4)7頁)ところ、福島の子どもたちは、高線量(その大部分は放射性セシウムである)の地域に閉じ込められ、大気からも、食物からも、大量の放射性セシウムを体内に取り込んでいるから、これが甲状腺に蓄積して放射線による攻撃を受けているのである。福島の子どもたちの発がんリスクが非常に小さいなどと断じる根拠はなにもないという他はない。

2 遺伝的影響の問題について

相手方は、遺伝的影響は具体的な危険とはいえないと主張する。しかし、ウクライナでは、現在、8割の子どもたちが一つまたは複数の慢性疾患を抱えている(甲148ウクライナ政府報告書。甲153都司報告書)が、この子どもたちは、チェルノブイリ原発事故の時には生まれていなかったことに留意いただきたい。彼らは、チェルノブイリ原発事故のときに子どもだった人たちの子どもなのである。

3 ホットスポットと除染問題について

相手方は、「判明したホットスポットについては、各小中学校において、児童生徒らに対する周知などを努めており、児童生徒らがホットスポットに近づくことによる被曝を可及的に予防している。」と主張するが、原告人準備書面(1)16頁以下に記載するように、相手方は、武本泰氏が情報公開請求をするまで、ホットスポットについての情報を隠し続けたのである。しかも、その調査内容は、「下記の場所で線量が高いと思われる場所を各校で1箇所選定し、放射線量を報告した」ものにすぎない(甲145)。したがって、仮に現在においては、調査されたホットスポットに児童生徒が近づかないように対策が取られているとしても、調査地点以外にホットスポットが多数ある可能性があるし、その場合には、何らの対策がとられていないことになる。相手方の主張は、まやかしいという他はない。

4 仮置き場問題について

原告人らは、仮置き場について、児童生徒らの外部被曝の可能性が低くなるように配慮していると主張するが、武本報告書(甲137)9頁が指摘する、継続的な空間線量の測定や地下水の水質検査などは行っていないこと、埋設時に除去土壌の放射性セシウム濃度が8000Bq/Kg以下であること、すなわち放射性物質汚染対処特措法で定める「指定廃棄物」でないことの確認も行っていないことについて、何らの反論をしない。

このように、子どもたちの被曝をさけるための相手方の対策は、まことに杜撰であるという他はない。

5 内部被ばく問題について

相手方は、郡山市の小中学校のうち自校給食をしている学校に放射線物質測定機器を配置した旨主張するが、問題は、食品の基準